【所属名 市民部福祉事務所】

【会議名 糸魚川市介護保険運営協議会】

会 議 録

□開示					
□一部開示	(理由:条例第	夂竺	号	⇒ 大业)	
□不開示	(理田·宋例弟	宋舟		該ヨノ	
□時限不開示	(開示:	年	月	日)	

市長	副市長	市民部長	所 長	室 長	次 長	係 長	記録

作成日 平成26年3月26日

日	平成 26 年 1 月 29 日(水) 時間 14:00 ~ 15:55 場所 糸魚川市役所 203. 204 会議室						
14 友	糸魚川市介護保険運営協議会(糸魚川市地域包括支援センター運営協議会、糸魚川市地						
件 名	域密着型サービス運営委員会)						
	【委 員】13人 (欠席委員2人)						
	倉又孝好委員(会長) 金子裕美子委員(副会長) 竹内利之委員 岡田百合子委員						
	山本のり子委員 山崎弘美委員 丸山淑子委員 横澤陽子委員 中村勝男委員						
	山本愛一委員 猪又好郎委員 赤野宏斉委員 八木 章委員						
出席者	【事務局】10人						
	市民部 吉岡部長						
	福祉事務所 加藤所長 小竹次長						
	介護保険係 嶋田係長 須澤主査 青木主任主事 上谷主事						
	高 齢 係 室橋係長 川原主査 加藤社会福祉士						

会議要旨

部

1 開 会(14:00)

事務局 会議次第「3 会長あいさつ」まで進行をつとめる旨を述べる。

2 市民部長あいさつ

長 第5期の来年度が最終年度になりますので本年から来年にかけまして第6期の介護保険事業計画等の策定をしていかねばならない。今、東京都知事選挙の活動が行われている。その中で、今まで都会では待機児童等の子育て、保育園等の整備について議論が行われてきた。しかし、最近では子育てに加えて、今後団塊の世代を頂点とするお年寄りの政策についても議論されている。糸魚川地域は都会に先駆けて高齢化が進んでいるため、我々の今やっている、あるいはこれから行う高齢者対策が都会のモデルになる。

いかに介護保険について施設サービスの充実とそれの負担の接点をどうするかが 大きな課題となっている。そうすれば、都会を支援するということが考えられる。 そういったことも踏まえまして、それに対して意見を述べて頂きたいと思います ので本日もよろしくお願い致します。

3 会長あいさつ

会 長 第 5 期介護保険事業計画の施設の整備、第 6 期の介護保険事業計画を中心に協議 を行っていただきたいと思っています。第 5 期は保険料の大幅な上昇、サービス の質の確保、地域密着型サービス事業の計画的な整備など、適正な保険運用を行 う上で多くの課題があります。

> 第6期に関しても、今から来年度にかけて第5期の同様の課題を抱えながら、市 民が納得できるような事業計画を策定していかなければならないと思います。委 員の皆さんのご協力をお願いします。

4 報告・協議事項

(1) 全体に係る事項

① 委員の交替について(資料 No. 1)

事務局 委員の皆さんの任期については、平成24年6月22日から平成27年3月31日までとなっていますが、団体から推薦をいただいた糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会において、中谷清一委員が退任されました。今回同協議会より後任の方として、横澤陽子さんを推薦いただき委員として委嘱しました。なお、任期につきましては、前任者の残任期間の平成27年3月31日までとなっております。本日、初めての方もいらっしゃると思いますので横澤委員より自己紹介をお願いいたします。(横澤陽子さん自己紹介)

(2) 糸魚川市介護保険運営協議会

① 介護保険制度改正の検討状況等について

事務局 資料 No. 2 により、説明。

〈調査審議〉

- 会 長 調査審議にうつります。ただ今の説明へのご質問、ご意見いかがでしょうか。
- 委 員 今の説明に対して、例えば反対だと発言した場合、上(国)へどのようにあがっていくのですか。言いっぱなしなのですか。
- 事務局 国の制度なので、全体的には変えられないところがあります。ご質問等があれば お受けしたいと思いますし、市の裁量でできる部分につきましては、本日または 次回以降の協議会の中でご審議等をいただければと思います。
- 委員 単身と世帯と色々書かれているのですが、具体的には 10 ページのところで夫婦 (世帯) の場合は280万円+基礎年金79万円を合わせた合計359万円がここで言う合計所得それともそれがまだ決まっていなんでしょうか。

事務局 単身であれば収入で280万円、配偶者がいる場合には、お二人の収入で359

万円になります。

- 委 員 低所得者の高齢者の保険料の軽減で、給付の5割は公費というのは、何%くらい だしているのでしょうか。
- 事務局 こちらにつきましては別枠の公費ということで、国から説明を受けているのですが、はっきりと決まっていない部分になります。
- 委 員 政府が出す25%のうち5%は国で再配分するということだが、その部分を増や すということなのか、それともそれ以外から出すというこのなのか?
- 事務局 5%は財政調整交付金の関係だと思うのですが、それの増額なのか別制度なのか ということについては説明を受けていないところになります。
- 委 員 所得の多い人には多く負担してもらうということだが、所得を調べる権限はある のか。
- 事務局 原則は申請主義ということになっている。ただ、調査権等も与えられることもありますが、さらに罰則等も強化したいということで国では考えております。
- 委 員 給与所得者のように入ってくるお金がきちんと分かるところと、青色申告をして いるような掴めないところがある。
- 事務局 所得の部分に関してはまだ分からない部分もありますが、預貯金等の部分については事業収入によって差というのはおそらく設けないと思う。
- 委員はっきりしていないということは、他にもまだ国会で論議していないということですね。では、ここで言ったことを上にあげていくルートがあるのか。
- 委員 法律ですから、法律執行後の運営には我々意見を言えるが、執行前であれば国会 議員を動かすしかないでしょう。
- 事 務 局 介護保険に限らず、地方で色々問題を抱えている場合、国への要望ということであがってくることがあります。その主なものは、このような会議の中で出た、あまり細かい制度的なものは難しいですが、大きな課題につきましては、まず市町村長から県市長会への要望をあげて、そこで審議をして大多数の支持を得られれば、今度は全国をブロックに分けている北信越関係の市町村会で審議をしてもらいます。

その中で審議されて重要だという項目につきましては、全国の市町村会で審議をされ、それが国へ提出されるといったシステムがあります。そのようなシステムに乗せるような大きな課題で、しかもほぼ全国的な、どの自治体でも大きな課題になっているものについては、国への要望事項として出来るようになっています。ただ、非常に細かい制度については、今ここで明確に申し上げられませんが、それぞれの担当分野の県の会議があります。その県を通じて中央省庁へいく機会もあると思いますが、どういったものをあげられるということは明確に答えること

はできません。

確実に届くかどうかは別として、おっしゃっていただいた部分については、私ども機会があるごとに、今いったようなルートを使って中央へ要望を届けるよう努力していきます。

- 会 長 委員、よろしいでしょうか。
- 委員はっきりしないですからね。保険料等を決める際に予算も考えるということについては反対します。新たに個人のもちものにもかけるということですよね。今まではそれがなかったわけですから。
- 事 務 局 まず保険料に関しましては、前年の所得、収入等に応じて保険料を賦課させてもらいます。また、それとは別のサービスを使った場合の利用者負担ですが、現行 1割ですが、そちらについては資産を勘案します。 ただ不動産につきましては、なかなか制度上課題があるということで、今回検討事項ということで、継続した審議となっておりますので、不動産等につきまして

委 員 そうですね、それには反対します。

は今回据え置かれている状況です。

- 事 務 局 どういった理由でというのを、付け加えていただければ、私どもも上位の方に意 見を述べるときの参考になりますので、少しその辺を教えていただければと思い ます。
- 委員 1000 万円くらいだと退職金もまだ持っている人がいますよね。1000 万円もないけれど、退職金を持って 1000 万円という人は、だからあなたは2割負担だということが問題になると思う。資産をたくさん持っている人、どうしても使わなければならない人が 1000 万円を持っているのでだめだよと、いうのは困る。
- 事務局 では例えば、今のように預貯金が1000万円とみられていますが、これを例えば金額を引き上げるということでは具合悪いのでしょうか、それともまったくそれをはずしてほしいということでしょうか。
- 委 員 持っている金に対してかけるべきではないと思う。
- 事務局 ご意見は分かりました。
- 委員 今の1,000万円に関しては、特養の人の補足給付のことであって、利用料とはまた違うと思うのですが、いかがでしょうか。利用料に関しては年収の部分になっていると思います。特養に入っているときの補足給付の見直しで1,000万円預貯金があった場合の補足給付をやめるという意味だと思います今まであまり言ってこなかった、要支援の方を介護保険からはずすとか、あるいは一定以上の所得のある人には利用料2割負担というのは、確かに介護保険を継続していくためにどうしたら継続していく事が可能かということで審議した結果

だということは受け止められるのですが、現実問題として、糸魚川市で要支援で 色々なサービスを受けてなんとか生活を成り立たせている方たちでの支援が十分 成り立っていけるかどうか、これが糸魚川市に限らずどこの市町村も大きな課題 ではないかと思います。

例えば4ページの部分で質問なのですが、訪問介護のサービスが今度要支援の方が既存の介護事業所によるということで訪問介護について3点かかれておりますが、料金設定は介護保険からはずされますので、当然今までのような一割負担で利用は不可能になりますよね。これはもう間違いないことですよね。そうすると、今まで介護保険としてホームヘルプを利用されていた方が同じ事業所から同じヘルパーに来て頂いたとしても、今まで一割負担のわずかな金額で受けていたサービスを、その何倍も支払って同じサービスを受けるということになると解釈してよろしいでしょうか。まずそこを一点お聞かせ願えないでしょうか。

- 事 務 局 今の制度であれば介護報酬というものがあろうかと思う。その報酬等もどういう 形にすれば良いのか、及び利用者の負担も何割とすべきなのか、現行のままが良 いのか、増やしたほうが良いのか下げたほうが良いのか、というところにつきま してもこれからのお話になりますので、国からの状況が分かり次第この席上で皆 様にもお伝えして行きたいと思っております。
- 委員 今、私達がとても懸念しているのは、確かにもしサービスが受けられるような制度になったとしても、その料金設定の負担が増えれば、当然使いたくても使えない状況になるので、今まで辛うじて要支援の人がサービスを使うことで、一人暮らし、あるいは高齢者二人世帯としても成り立っていた生活がその時点で崩れ、逆に軽度の状況で成り立っていた生活が継続できなくなり、本来なら介護保険のお金を減らすべき考えで要支援の方を外そうということが、要支援の状況を外したことで重度に進ませる元になるのではないか、ということを一番心配しております。

もちろん介護保険が始まった当初、畑仕事もできるような元気な方が、デイサービスの人数を早く満たしたいということで「あんたも利用しろ」と大変営業に走った事業所が全国色々あるということも耳にしておりますが、そういう風に使わなくてもなんとか成り立っている人と、どうしてもそれを利用することで生活が成り立っている人との見極めを十分にされて、ぜひ軽度の状況のまま生活が成り立って行くような支援を考えていただきたい。

それから、NPOのことも盛んに言われておりますが、果たして糸魚川でそれを支えるだけのNPO活動が可能かどうかも非常に心許ないところです。もちろんこれから地域住民がお互い助け合ってお互いの生活を支え合う助け合い活動のようなものも充分大事だということは承知しておりますが、コミュニティの崩壊と言いますか、成り立たない集落もありますし、本当に課題が結構大きいところだと感じております。

それで、私ども家族の会は、全く初めてのことで、こちらの行政の方にも随分迷

惑をかけたかと思うのですが、要望書として市議会並びに市長あてに、要支援外しはやめて欲しいということと、あるいは2割負担の見直しをして欲しいという要望を出させていただきまして、糸魚川市議会はそれを内閣総理大臣あてに議会の意見書として提出していただいたというお返事をいただいております。あと、新潟県内で同様な取扱いをさせていただきましたというお返事が見附市からも頂いておりますし、継続審議という形でいくつかの市からもお返事をいただいております。私も4人家族の内2人が介護保険の御厄介になっておりますので、これがなくなると本当に生活そのものが成り立たないところに来ておりますので、このまま安心して使えるサービスであって欲しいと思っております。そのためにはどういうことをしていかなくてはいけないのかということを、本当に本気になって考えなければいけない時期を私たちは迎えてしまったのだなということも実感しております。

今後、第6期の計画がどのようなものになるのか少し心配を抱えながら、でも一 生懸命考えて行かなければいけないと感じました。以上です。

- 事務局 先ほど誤った説明をしておりました。保険料については前年の収入。利用者負担 につきましても前年の収入。補足給付については資産等勘案すると。今回3つの 説明で大変申し訳なかったのですが、訂正させていただきます。
- 会 長 他にございますか。
- 委員 今、NPO、民間事業者等によるミニデイサービスという項目も出て参りましたので、今まで介護保険の事業所番号がないといった介護の、要支援も当然介護保険の中に定められておりましたので、全く手を出せませんでした。我々の立場としてもそうなのですけれども、ぜひ今度民間事業者としてこういったミニデイサービスをさせていただけるのであれば、できる限り要支援の皆様を支援できるように考えて行きます。ただその施設の認定や基準等が全くまだ何もないので、要望として、今後こういう方向に進んでいきますので、ぜひ糸魚川市としても積極的にそういったものを発表していただければと思います。今一部だけですが読んだ中での要望と言いますか感想を、プラスの面もあるということでお伝えしました。
- 会 長 ありがとうございました。事務局お願いします。
- 事務局 要望として承りました。
- 会 長 他にいかがでしょうか。
- 委員 重なるようですが、総合事業の2つ目について、イメージがわかないので質問です。今まではサービス給付でしたよね。それで今度は事業として行うということになっていますよね。これのイメージがどんなことになるというのかがよくわからない。訪問介護や通所介護を保険でやっているわけですよね。あれが事業に変わるとどういうことになるのか、具体的にイメージできないものです。今までや

っていることと全く違う格好になるのですか。そういうサービスをやる業者がいて、それを利用していますよね。それを今度は事業としてやるということは、地方自治体の事業としてそういうものに取り組むということになるのですか。ではその施設は、今やっている業者の皆さんは、市の仕事を請け負うということになるのか。

事務局 給付事業の場合は全国一律の報酬単価があって、サービスを利用した時に費用負担をしているわけですけれども、事業になると、各市町村によってその事業主体をやるということになります。それで、これからの大きな課題だと思いますけれども、例えば生活支援サービスの中で、先ほど委員からもお話がありましたように、例えばヘルパーさんをずっと使うことになる方もいらっしゃるかもしれませんし、中にはヘルパーさんの利用がなくても、例えばお茶の間クラブであるとか、そういうような、もっと軽度なものの利用ができることももしかしたらあるかもしれないと思っています。そういう場合に、私達とすれば、要支援の方達が今現在どんなサービスを利用しているのかということ、今後この方にとってどういう支援が必要なのかということの分析は必要であろうと思っております。その中で、色々な事業展開をする中で、要支援の方、または要支援にならないようにするための事業展開をしていく必要があると思いますけれども、具体的にど

会 長 それでは国の概要の資料ということでの説明なので、色々とこれから問題も出て くるだろうと思いますが、またその都度、委員のご意見をいただきながら進めて 参りたいと思いますのでこの件についてはこれくらいで締めさせてもらって、次 の「②第5期介護保険事業計画における施設整備について」事務局、説明をお願 いいたします。

んなものかというのはこれからだと思っています。

② 第5期介護保険事業計画における施設整備について

事務局 資料 No. 3 により、説明。

〈調査審議〉

会 長 これから調査・審議に移りますが、その前に糸魚川市の介護保険条例第 19 条に調査権限ということで、この協議会はその所掌事項を遂行するために必要があると認められるときは事業者及び利用者その他関係する者に対し、必要な文書その他資料の提出または意見を求めることができるという規定があります。それで今日、特別養護老人ホームクレイドルやけやまの施設長がお出でになっておりますので、先にお話をさせていただいて、その後、内容によってはご意見をいただくということにしたいと思いますが、よろしくお願いします。

施 設 長 ご紹介いただきました、クレイドルやけやま特別養護老人ホームです。14 床でご ざいますが障害者支援施設を併設しておりましてエスポアールはやかわと申しま すが、よろしくお願いします。まずお詫びを申し上げたいと思います。今第5期

の介護保険計画に計上いただきました特別養護老人ホームの整備につきまして、 色々御論議をいただいたところでございますが、最終的には50床の整備を断念し たところでございます。お詫びを申し上げます。

今期計画を策定するに当たりまして、整備したいと手を挙げさせていただいたところですが、当時も待機者が非常に多く、また全国的に 50 床の特養では不採算施設が多いということから、施設の増床が必要との認識で、当時在宅福祉推進で注目されていた小規模多機能型を現施設に隣接し、計画したいと考えていたところです。効果的に運営するため、廊下で繋ぎ、共用できるものは共用し、効率的運用を図ることで計画したところ、新旧施設を繋げると小規模多機能型特養にはならないということになり、改めて計画を見直すことになったところです。

今年度改めまして財政計画を含め精査をしたところ、1つ目として財源の確保の目途が立たないこと。2つ目として用地取得が必要なこと。3つ目として職員の確保が困難なこと。2、3につきましては当初からわかっていたことでございますが、これらの理由により止む無く断念をしたところです。

財源については補助金が少なくなったということが一番大きな原因であり、施設もできまして 14 年目に入りますが人件費や、あるいは設備が老朽化しておりまして更新に費用がかさむこと、またショートステイを始めとした稼働率の低下、介護保険料の改定によります増収を見込めなくなったということ、それから特養としては一番若い施設であり、預貯金が少ないというようなことから、借入金の返済の目途が立たないと判断したものであります。

用地につきましては、現施設内では必要面積を確保できないことから周辺農地を 買わせていただくことになるわけですが、買収費と造成費が多額になるというこ と、そして職員の確保につきましては特に看護職の確保が極めて困難であるとい うようなことで断念したところであります。このようなことで十分な精査をしな いで今期手を挙げさせて頂き、断念するに至ったことは誠に遺憾でありまして、 皆様を始めと致しまして市民のご期待に背き、誠に申し訳なく思っております。 深くお詫びを申し上げます。最少の費用で早く特養を整備し、100 名を超える在 宅での待機者を少しでも解消するための方法としまして、現在36床ありますショ ートステイを 16 床減少し、特養に転換したいと計画したところでございます。折 しも今年度に入りましてショートステイの稼働率は下がっておりまして、12月末 現在、対前年比6%ほどのマイナスになっております。今回この運営協議会会議 録を拝見しましたが、先ほど事務局からもお話のありました通り、ベッドが減る ことによりまして、利用できなくなるのではないか、あるいは青海地域に新たに 20 床ショートステイ施設がオープンしても、より身近な施設を利用したいという ことになるのではないかという懸念のご意見をいただいているところでございま す。たしかに利用が集中する場合はお断りすることになるとは思いますが、特別 養護老人ホーム入所者の入院中のベッド等も活用し、できるだけご要望に応えて 参りたいと考えております。我々の運営しているのはひすい福祉会、青海地域に あります「ふくがくちの里」と同じでございますが、ひすい福祉会の役員会では 待機者が多い現状の中、早く市民要望に応えるべきとの発言もありまして、ぜひ この計画の早期実現にご理解を賜りたくお願いを申し上げたいと思います。よろ しくお願いいたします。以上です。

- 会 長 ありがとうございました。それでは事務局の説明、それから只今の施設長の説明 を含めましてご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。
- 委員 ショートを 16 床減らすと。それでそれを特養に使いたいと。話としては結構なことだと思うのですね。特養が増えるということは。50 床を断念せざるを得ないという中では、16 でも増やせばいいと思う。ショートが市全体で 16 減った場合、全体として困るようなことはあるのですか。
- 事務局 困るか困らないかというのは、確かにピークがありますので、そのピークの時に全部をカバーできるかというと、16 床減った場合にその影響が果たしてどれくらい出るのかは多少不安があります。ただ現行ショートステイの稼働率、これはクレイドルだけではなく市全体の稼働率を見ますと、おおよそ、割合低いところで70%台。高くても80%ちょっとというような状況で、比較的ショートステイが空いております。その中で今回更に26 年度には、場所は青海でありますが20 床のショートステイが増えるわけです。そういった中で私どもとしては、ショートステイが平均的にはそんなに足りなくなることはないけれども、ピークや何かの時には足りなくなるかもしれません。

私どもが心配しているのは、多くの施設が色々なサービスを行っているわけです。特養、ショート、場合によってはデイサービス。そういうものの全体的な経営が悪くなると、他の方のサービス提供にも影響してくるということです。そういった中で私どもと致しましては、まず市民の安定的なサービス提供をされること、あるいは施設が健全な運営をされることによって高齢者へのサービスが安定して提供できる、あるいは利用できることも踏まえております。そういった中で心配としては、地域的に、もし早川の方が16床減ると増えるのは青海地域ということでありますが、距離的なことを言えば、10kmくらい移動をするという中では、私どもの考え方では、十分利用できる範囲ではないかという気はします。そういった意味で、色々な課題がないわけではないですけれども、全体として私どもは市の福祉施設の安定的なサービス提供ということを考えますと止むを得ないのかなという気もしております。全然問題がないわけではありませんが、今のような状況であるという判断をしております。

- 会 長 他にいかがでしょうか。
- 委員個人的なことを申し上げるとうちはクレイドルさんにいつもショートをお願いしている関係で、困る話だなというのは個人的な意見です。ただ待機者が多いということで、ほっとされるご家庭が確かにあるわけで、私が発言させていただいたのは、特養に変換するとかそういうことではなく、介護職並びに看護職の不足をどのように汲んで行かれるかということですね。これはクレイドルさん以外の施

設にとっても大変なことで、例えば玉成会さんが新たに今春開設されるわけですけれども、人員確保がきちんとされるからこそ開所されると理解はしておりますが、糸魚川に限らずどこの施設もどこの地域も人員不足という声を聞いておりますので、建物はお金を出せばもちろん建ちますが、それを支えて下さる介護職並びに看護職の職員をどう確保するか、それを糸魚川としてどのように考えて行くかも大きな課題ではないかと思っております。

事務局 非常に難しい問題であるということは今ほどご提言があった通りで、全国的な問 題であります。そういった中でまず看護職につきましては、できる限り私ども行 政と医療関係者と合わせて、高校等への進路の時に、例えば糸魚川では看護職が 不足しておるので就職しやすいですよ、あるいは、もし地元に帰って来るという ご希望があれば職業の選択肢として非常に来やすいですよと、こういう説明を各 高校へ出向いてやっております。それから看護職に就いた場合につきましては、 私ども市としても就職の際に色々と支援をするとか金銭的なご援助をするとか、 あるいは学校へ行く際に奨学金制度をし、糸魚川市に帰って来ていただいた場合 には、一定年限以上勤務していただければその奨学金は免除するとか、そういっ た優遇制度を設けて、できるだけ看護師の確保について努力をしている最中であ ります。ただ十分とはまだ言えない状況であります。介護士についても私どもと しては色々と努力をして行かなければならないところでありますが、ただ根本的 な、いわゆる人を相手にする仕事でございますのでなかなか難しい所もございま す。これは看護職もそうなのですけれども。そういった中で何ができるかという ことについて少し検討して参りたいと思っております。今は明快なお答えは介護 職についてはできない状況なのですけれども、どうやったらいいのか、いわゆる 世間的な、一般的な情報では、今ほど言ったように人へのサービスでありますこ とから、仕事が大変だと、時間的にも肉体的にも大変だと、それからそれに対す る報酬が十分でないとか、色々課題がございます。じゃあそれを今すぐ解決でき るかというとなかなか厳しいところがございます。そういった状況でありますの で、何ができるか、あるいは何からできるかというものを関係者と充分話をしな がら努力をして参りたいという認識を持っております。介護士については明快な 答えはできませんが以上でございます。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 私も委員さんのように、仕事柄能生のお客さんもクレイドルさんのショートを使わせてもらっている部分があって、ショートが減るのが非常に残念なことかなと思うのですが、ただ余談なのですが、クレイドルさんのショートの中身がとても素晴らしいということをここでお伝えしておこうかと思います。まだまだ他の施設、特に新しくできたショートステイでは、お預かりものというところで、レベルがやはり下がって来るというショートステイがたくさんあるのですね。やはりそこにひとつ区分をつけていただいて、あそこに行けば楽しかったよと言えるような個別の対応をしてくださっているショートがなくなるのは非常に残念かなと

思うのですが、それくらいクレイドルさんのショートは素晴らしいのですよとい うことをここでお伝えしておきたいと思います。

- 会 長 先を急ぐようで申し訳ないですけれど、一度皆様の意見を集約したいと思います ので、クレイドルさんには一度退席をお願いいたします。
 - ~ クレイドルやけやま退室 ~
- 会 長 もう一度集約に入る前にもしご意見があればいただいて、それから決めさせてい ただきます。
- 委員 糸魚川の現状としては待機者が多いし、確かに高齢者世帯、一人暮らしの方が増えているので、施設希望が増えているのも止むを得ない事情がたくさんあるかとは思いますが、どういう方法に向いているのかということを常に考えて、何か施設を増やせばその時の問題は一時的には解決するかもしれないけれど、高齢者は増えるばかりです。何を言いたいのかというと、やはり在宅支援という方法に向くのであれば、今、委員が言われたように、質のいいショートステイを確保していく努力とか、あるいはもっともっと在宅支援に力を入れる方法を見失わないように進んで行っていただきたいと思います。補足説明でした。
- 会 長 他にいかがでしょうか。
- 委員 これから第6期や第7期の話、結論が出ていないのですけれども、今までの審議会の流れ及び市の方針を拝聴していますと、やはり特養みたいな施設をたぶん作らないのではないかと思う。それは人口の減少で、ピーク時でもそこまで要らないということで特養を作らない。私はその代わりに逆にショートが多くなるのではないかと思っております。それで何でここでショートを減らして特養の20床にするのかというのをまだ議論していただきたいと思います。それとまだわからないことは、もしこの原案が承認されたらいつどのように開設するのかという行程的なものも全然わかっておりません。そういうことを例えばこのマンガみたいなものを付けてちゃんとしていただきたいと。今まで何回も申し上げますが、同じ表を使って、同じ口頭の説明で、それで採決っていうのはちょっとおかしいのではないかと思っております。
- 会 長 只今、委員からもう少し議論をして欲しいという意見も出ておりますがいかがで しょうか。
- 委員地域の中に入ってよく聞く話が、ショートは1ヶ月2ヶ月前に前もって予約を入れておかないとすぐには使えないと、市民の皆さんほとんどの方がそう捉えておられる。でも今お聞きしますと稼働率が70%というお話をされておられました。この差というのは、どういうことなのでしょうか。実際に使いたくても使えないから我慢をしている、出掛けないでいるということをたくさん耳にするのにショートのベッドが余っているというところはどうなのでしょうか。

- 委員前回の会議の時にも意見が出ていたかと思うのですが、たしかに今年度の4月か5月くらいでしたか、ショートステイのロングショートという長いショートを使うのはいけませんよという通達が出まして、ケアマネさん、家族ともにちょっとその辺りのセーブをされて、だんだんとショートは短い利用期間という形になりました。委員さんが言われたように、3ヶ月前とか4か月前のところも実際にはあります。ですけれど予約ですので、ご家族の取りたいところというのがなかなか分からなくて、想定で長期に取っている方もいらっしゃったので、そのようにちょっと満床、満床という形になって来たのですが、現在はそんなことはありません。割とショートは空いていまして、ほとんど取れています。
- 委員 それはやはり市民の皆さんにそのことが情報として提供されないとまずいのではないでしょうか。使いたくても使えないというのがそのままある。でも制度が変わって、いや空いていますよと、その空いているという状況が実際に利用する人達のところに届いていないということは、何か改善しなければいけないことがあるように思います。つい先日私も訪問させていただいた中で、「ショートはねぇ、頼んでもすぐはダメだって言うから諦めた」というお話を3軒くらい続けて聞いたのですね。時期的なこともあるかもしれませんけれども、とりあえずケアマネさんに頼んでみて下さいと。キャンセルがある場合もあるかもしれませんし頼んでみて下さいとお伝えしましたけれども、何かその辺のところをちょっと方向を考えていただければなと。周知する方法を考えていただければいいかなと思います。
- 事務局 今のご質問に今お答えするのはちょっと難しいのですけれども、私がさっき発言させていただいた、経営の安定という面を今非常に心配しております。特に経営が安定しないと、そこで働く人の報酬といいますか給与が、あるいはボーナスといいますか、そういうものが予定通り支給できない場合が出て来るという心配があるわけです。そうなると、今獲得できない介護士がますます確保しにくくなると。そういったことによって逆にまた市民の全体としての福祉サービスがうまく行かない。こういう面も中にはあるということもございますことから、先ほど経営の安定という細かいことはお話しませんでしたけれども、そういった面もございますので、なんとか私どもは市民の皆さんの需要に応えるようにはしなければならないけれども、全体の福祉のサービスということも、さっき付け加えるのを忘れましたので付け加えさせてください。
- 事務局 ショートステイをなかなか取りづらいというお話を市民の方からお聞きしたということですけれども、その部分については、どなたがそのようにおっしゃっていたのかということを私たちに教えていただきたいということと、またその方の自立した生活を支援するためにはケアマネさんが付いているわけですので、そういう相談はケアマネさんを通して、どんな生活が一番安定しているのかというところも相談していただきたいと思っています。その中でも私たちの方でもケアマネ

さんの会議の中ではそういう家族やご本人さんの状況も充分見ていただきたいというお話はさせていただきたいと思っています。それと去年の春先にお話しさせていただきましたのは、ショートの利用について介護保険制度の中で適正に、というところをお話しさせていただいたわけで、いっぱい使っているからダメだということではなくて、検討会をさせていただいて、必要であれば使っていきましょうというお話をさせていただいておりますので、その辺りだけ確認させていただきたいと思います。

- 委 員 利用している立場から最近の状況をお話ししますと、私どもはだいたい4ヶ月前に申し込みます。たしか何かルールがあって、3ヶ月前の1日か何日かの間で調整会議を開くということで、ケアマネには4ヶ月前。それで去年までは追加1日というのはできなかったのですけれども、さっき委員からお話のあったように、今年は1月、2月ですかね、追加1日というのが1ヶ月前くらいで取れますので。全体的にも去年、一昨年までは絶対に取れませんでした。それは雪深い所に住む方が本当のロングでずっと取っているから絶対にダメだと言うのですね。うちの母のことですけれども、3、4年前に怪我をして入院していてもそういうところに入れませんでした。だからすぐ自宅で介護を始めたのですけれども。今はそういうルール通りにやっているおかげで、プラス1というのも1ヶ月前に調整できるので、空いてるという表現はおかしいですけれども、非常に合理的に動いていると思っております。
- 委員 私も委員と一緒で抱えている家族としては前もってのショートは何とかお願いできるのですけれども、一番ショートを使いたいのは、例えば介護者が急病になって介護ができないから即お願いしたいとか、あるいは不幸事があって遠くへ行かなければならないからお願いしたいという緊急的な対応がショートステイでスムーズにお願いできることが正直に言って一番の望みですね。ロングショートをかなり制限して下さって、委員はちょっと余裕があるようだという発言でしたけれども、残念ながら冬場はやっぱり私の感触としてはちょっとキツキツで厳しいかなと。だから稼働率がやっぱり70%台はたしかに採算的には厳しいのかもしれませんが、常に100%で空きがありませんというと介護者はものすごく精神的な負担が大きくて、自分に何かあったらこの人達はどうなるのだろうかという不安を抱えますので、幾分空きがあってちょうどいいという感じが介護者の立場では理想的だなという感じがします。本当にお願いしたい時にすぐ対応してもらえるような、少し余力を残した空き状況であって欲しいなというのは正直なところです。
- 事務局 一点、私どもの理想としましては大体90%くらいかなと。ただ90%というと本当に集中する時もあるということです。心配しているのはやっぱり介護従事者が十分確保できないと、そこに施設があってもそこを閉鎖せざるを得ないということも考えられるわけです。ですからできるだけ施設の確保とともに従事者も確保しないと、先ほどのように特養をやりたいけれども、土地の問題もありますけれども、従事者がいないと。こういう問題も背負っていますので、できるだけ待遇面

でもやはり決められた金額、あるいはそれ以上の金額を提供できるような施設であって欲しいというのが、私の希望といいますか心配事でもあるのです。そういった中で今の釣り合い的に少しショートの稼働率が低く、また、なおかつ特養の待機者が100名近くいるだろうと。いるだろうというのは自宅での数が大体その位ですので、他の施設から特養に移りたいという人も含めればもっと多くなると。そういった点も踏まえた中で、来春幸いにして位置的な問題はあるかもしれませんが、更に20床できるということもございまして、全体的に勘案すると止むを得ないのかな、あるいは逆にそうしたほうが良いのかなというような感触を私は今持っております。

- 委員 完全に入所のベッドではなくてベッドシェアリングということで1つのベッドを2人ないし3人で使う。ですから月の半分はAさんが使って、あとの半分は自宅に帰って既存のデイサービス等を使いながら1つのベッドを2人でシェアするとかいう方法で、ロングショートに少し近いような形ですけれども16床を16人で使うのではなくてもっと大勢の人が使いながら在宅支援も叶えるというようなことはどんなものでしょうか。
- 事務局 ショートステイはそれと同じような考え方でありまして、必ず2人というわけではなくて不特定多数が利用するという形になると。ただ特養の場合は結局入所されますと空くまで使えないという欠点は確かにございます。そういう中で特養を出たり入ったりというのは、利用する側からも預かれないから入れてくれということなのでなかなか難しいのではないかなという気がします。それから施設の今の認可形態からしても、今おっしゃるようなことは、今の時点では難しいのではないかなと。考え方として例えばひと月を半分に割って交代でということもあろうかと思いますが、今の中ではちょっと難しいのかなと考えます。
- 委員 老健の場合ですとショート何床となっていてもそれは入所者の増減によって必ず しもショートを何床使えるというわけではないという風に優遇されていると思う のですが、特養の場合はそういうことはできないのですね。

事務局 できないです。

- 委員 それをできるようにするということも困難なわけでしょうか。例えばショートはショートとして36 床あると、だけどもその内の何床かについては長期入所と言うか永久入所みたいになる可能性もあるけれども、その方がここに来て亡くなられた時にはまたショートのベッドに戻るというような、そういう柔軟な対応というのは難しいのですか。
- 事務局 年単位ではできる。例えば特養の需要がもう非常に落ちてきたと、ショートの需要が増えてきたといった時に特養からショートへの転換の手続きができれば。ただ今日言って明日やるとか、そういう訳には行かないと思う。
- **委 員 その融通が利くのであればその状況に応じて、例えばクレイドルさんの今年のシ**

ョートのベッド数は 30 だと。来年は入所者が減ったのでショートは 35 使いましょうと言うようにできればいいなと。

- 事務局 ただ今の施設の区画として、サービスが例えばこのエリアはショートステイです よというように、ある程度その中で1床2床を特養にしたりまた戻したりという のはサービス的にはちょっと困難なように思います。
- 委 員 サービス内容が違うということなのですね。
- 事 務 局 ブロックでもって転換するのはある程度可能なのですけれども、1床2床を常に 変えるというのは今の施設では厳しいと。
- 委員 今の状況では困難だということですね。だけど今後そういう融通が利くような特養であれば、施設という位置づけになってくれれば、地域で使いやすいものになるのかなと思いますが、今すぐというのはとても困難な話だと思います。私は今現在、入所希望者が、待機者が多いということであれば致しかたないことなのだろうなと思います。ただやはりショートの利用についてはもう少し使いやすい、利用者さんが急な時に使えるような体制作りと言いますか、それに応えていただけるようなものであって欲しいと思います。
- 会 長 多くの皆さんからご意見をいただきましたけれども大体意見としてはこれで出尽くしたという理解をさせてもらってよろしいでしょうか。もう少し継続というような話も委員からご意見としてはありましたけれども、相対的に稼働率のことだとか待機者のことを考えて止むを得ないだろうということで集約させてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。
 - ~ 「異議なし」の声あり ~
- 会長よろしいですか。
 - ~ クレイドルやけやま入室 ~
- **委 員 いつ出来るのですか。スケジュールが全然どの会議にもでていないので。**
- 事務局 前回話をしたと思うのですが、希望では今年の4月1日からの予定です。
- 委員開設ですか。工事ですか?
- 事務局 転換です。大きな工事と言うのは必要ございませんので。ただサービス体系とか、 多少の必要な手続きはあります。当然県の手続きになりますので。希望では4月 1日でご申請されたいということです。
- 委員 それでは施設長にお話ししますけれども、退室後色々なご意見がありましたし、また後で聞いてもらえればいいのですけれども、稼働率のことだとか待機者のことを考えると止むを得ないということで結論付けさせてもらいました。決してショートステイを特養にして全面的にいいよと言う内容ではございませんので、そ

こを承知しておいて下さい。

- 施 設 長 ありがとうございました。皆様方のご心配の部分を色々お聞かせいただいており ますので、私ども少しでも、例えば減少して20床になるわけでございますが、先 ほど申し上げました通り、入院者のベッド等を活用しますと、100%以上の稼働も 可能でございますので、なるべく地域の皆さんのご要望に応えて参りたいと考え ておりますし、先ほど委員からお褒めの言葉を頂戴いたしましたが、今以上に研 鑚を重ね、職員一同で利用者そして家族のためにがんばりたいと思いますので、 今日は本当にありがとうございました。一つだけ補足させていただきたいのです が、事務局から冒頭説明をいただいた中で、17年に本体棟に繋げましてショート ステイの16床を整備したわけでございますが、今後入所される方がより重度にな る、より医療的な行為が必要になるということを想定しますと、少しナースの詰 所から離れているものですから、今ナースの待機しているところに近い部屋にす るかもしれないというようなことで、その辺についてはまた慎重に検討して参り たいと思います。従って新しくショートステイ用に作った16床の部分を全て特養 に変換するということにはならないかもしれませんが、その辺をご承知置きいた だきたい。16 床を特養に変換するのですが、場所が新しく建ったところではない かもしれないということでお願いをしたいと思います。
 - ~ クレイドルやけやま退室 ~
 - 会 長 では次へ進ませていただきます。「③第6期介護保険事業計画の策定について」事 務局の説明を求めます。
- ③ 第6期介護保険事業計画(平成27年度~29年度)の策定について

事務局 資料 No. 4、資料 No. 5、資料 No. 6 により説明。

〈調査審議〉

- 会 長 資料の4,5,6 まとめてご質問、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。
- 委 員 対象者の選定についてなのですけれども、現在糸魚川市の高齢者は 16,000 人位。 なぜ全員対象にはしないのでしょうか。
- 事務局 対象者を 16,000 人にしないのは、全員から取らずとも、ある程度の割合の方から ご回答をいただければ概ねの意見は計れるのではないかと。
- 委員 わかりました。私の意見は、要介護、要支援者は全員を対象にしてもらいたい。なぜかというと、例えば特養に入りたい人が600人。私も全ての議会及び委員会でのここ2年くらいの市の関係者のご回答を大体全部メモしてあります。それでそれは推定という言葉は一切使っていなくて断定をしているのですね。現実には推定なのですよ。それで大体数十人単位の誤差が出ていると思うのですけれども、やはりこれからの介護及び高齢者福祉と両方使えると思うのですけれども、この

前の7月の時点では3,000人位要認定者がいるという資料をいただいているのですけれども、3,000人ならもう完全に全部やった方がいいのではないかという意見です。それから一般高齢者については、今のご説明で、ニーズとかシーズとか糸魚川の介護、高齢者福祉に対する今後の計画が立てられるならばこれで結構だと思う。ただし認定者だけは全員にしていただきたいと思う。

委員関連事項でいいですか。例えば一般高齢者ですと、この中身が答えられないような方に行く可能性がかなりあるのではないかと考えられるのですが、そういう対応はどうなるのでしょうか。そういう方は結構いらっしゃる。市の文書等が届くと内容が分からず、家族がいない場合はどう答えるのと民生委員に聞いたり近所に聞いたりする場合がたくさんある。今回無作為にやられるのかその辺りはわかりませんけれども、ある程度把握すればいいというような考えだとは思うのですけれども、その対応はどうか。

事務局 答えられない方については、想定していないです。

- 事務局 事務的なことについては、委員のご質問については私の方ではお答えできないのですけれども、一般的な統計手法についてのお話をさせていただきます。もちろん全員から答えていただければ、非常に私どもとしても実態がつかめるのですが、一応全体のアンケートの答えが、市の他の計画もそうなのですけれども、大体1,000位は欲しいなという気持ちはあります。できるだけ多くあればそれに越したことはないのですが、ただ一定の傾向を見るためには、少ない数だと非常にばらつきが多いのですけれども、1,000位あればある程度の集合的な見方はできると。本当はフォローできれば一番良いのですけれども、私達も限られた職員、あるいは地域の皆様の負担等を考えますと、どうしてもお答えできないものは止むを得ないのかなという判断で、私達が欲しい検体数を踏まえて、今までアンケートの回収率というのがおおよそ出ておりますことから、それを踏まえて最低限の件数を今お話ししたところです。ただどうしても精度を上げて行きたい、あるいは多くの意見を聞きたいということであれば、委員のおっしゃられたものを加味できるかどうか、検討させていただきたいと思います。
- 委 員 実態が把握されていないものの端的なのは要介護者が今 100 人というのは、私は単なる色々なアンケートの足し算だと思っています。例えば私どもの2名はそこには入っておりません。100 名の内2名の誤差と言うのは1人の意見としてはものすごい誤差ですよね。ですからそういうものをやるには、私はこのアンケートの内容は素晴らしいと思います。私は65 歳を過ぎましたから、1の内容についてはたぶん後で意見を言う場所があると思う。2の方はうちの妻にこれで書けるかというのでチェックしてもらっています。要するに要介護者の実態を10年に1回でもいいですから取っていただきたいという意見。おそらくこれを一回やると、もし全然違う方向になったら、たぶん市の方も考えられると思う。いつも抽出だけだったら、こういう1,000 体とか500 体で終わると思います。それと後は抽出

の方法ですけれども、もし一般高齢者だったら性別とか、当然ですけれども、3 地域割と年齢5歳ごとの割をある程度クリアにしてやられると思いますけれど も、それはもう当然統計を取る方の資質だと思いますのでそれはいいとしても、 要介護だけ、よろしくお願いします。

- 事 務 局 事務的経費の関係でお答えできませんので、できる限り解消すべく私どもも努力 はしていきます。
- 委 員 1,000 人は 0K で 3,000 人がだめというお答えですよね。要介護者 1,000 人は事務 及び経費を含めて可能で、3,000 人は不可能だということですね。
- 会 長 もう少しはっきりして下さい。被保険者の調査は次の策定委員会まで待てません。
- 事 務 局 今聞きましたところ、どうも回収費用、郵送の関係費用みたいなものが少しありますので。
- 委 員 では 1,000 人なら OK なのですか。もし 1,000 人の予算でここで審議して下さいということなら、ここで審議する必要はありませんね。そういうお答えだったら。
- 事務局 要介護の方だけだと1,000人ですけど、一般高齢者の方を含めると。
- 委 員 私は一般高齢者の方は聞きますよと言ったんです。それは 2,000 人で色々なこと がお分かりなら今までの体制で結構です。要介護だけを 3,000 人やっていただけ ないでしょうかということです。今原案は 1,000 人です。
- 事務局 経費的なことでございますので、今ここでやりますというようなことは事務局ではできないというような状況で私も今捉えておりますので。
- 委 員 やる方向で考えていただきたいと。
- 事務局 どうしたらできるかを考えます。でもどうしても止むを得ない場合も出て来ます。
- 委 員 では今の事務局の答えでよろしいですか。
- 委 員 はい。だからそれは今度6期の策定の時、なぜこの数字が出たのか、それを一から十まで質問します。実態ではないということを私は提案しているのですから。
- 会 長 他にご意見ご質問はありませんか。
- 委員 一般の方で、「少し困難」「半ば(調査票の記載は「中程度」)困難」というのは判断いりますかね。また「かなり」と「ひどく」というのはこの間どうやって差別するのかというと「かなり」だけでもいいのではないですか、どちらも同じでは。
- 事務局 ご質問は「運動・移動能力」のところの答え方かと思います。そのことに対しましては、実はこれは評価指標が明確になっている、運動器症候群、通称ロコモティブシンドローム(ロコモ)の25の質問項目を全て今回入れさせていただいたのです。その中でこのように答えるようになっていて、皆さんには少し判断に迷う

ところもあるかと思うのですけれども、その時感じたことで付けていただくしかないのかなと考えております。

委 員 全国的な標準があるわけですね。

事務局 そうです。

事務局 少し付け加えますけれども、言葉的に「かなり」とか「ひどく」というのは難しい問題なのですけれども、要は5段階にしたときにこのアンケートにお答えの方がどの段階かということで回答していただきたいというのが私どもの趣旨で、この言葉が適切かどうかというのは、今おっしゃられたようなことがあるかと思いますが、いわゆる5つの段階の内どの段階に当たるだろうかというような形でご記入いただきたいという気持ちがございます。

委員 わかりました。

委 員 次の「社会参加」について追加をお願いしたいのは、ここの方というのはやはり 家事とか育児とか介護か何かが、全然問題ないような感じの方ばかりの社会生活 の質問。結局、家事、育児、孫の子守りも含めた、それから介護とか、それで何 時間あるのですかと言う質問が、社会生活の第1問とか2問でも、そういうとこ ろがないと、これは全然問題のない人が、何の趣味がないのですか、何もしてい ないのではないですかというアンケートになってしまう。 私も 24 時間暇だったら 色々なことをやっていますよ。だけどそれはやはり個人個人が、家事、育児、介 護か何かで、時間が制限と言う言葉がいいか分かりませんけれども、拘束されて いるということのアンケートをどこかに一つ入れていただきたいのです。例えば 私の案だったら、6時間とか12時間以上そういうのに従事している人とか、3~ 6時間とか、1~3時間とか、ほとんどありませんと。そういう本当にない人が、 こういう社会参加はどうかという、解析されるのはそういうところで見ていただ きたいのです。結構私は特にこの介護保険の会議ではすごく必要かと思います。 例えば2,3割でやりたいけれどやれないという方もいると思いますので、項目 の追加をお願いします。それから私のもう一つの追加は、やはり社会参加という のでは、市議会とかこういう市の各種の審議会とか委員会の傍聴とかそういうこ とももちろん社会参加の一つではないかなと思いますので、そういう項目。項目 は任せますけれども、そういうことも項目に入れていただきたいなと思う。

事務局 前向きに検討させていただきたいと思います。

委員 それから、65歳の高齢者ということでの収入の内容のことが書かれているのですけれども、2とか3の分離する方法というのはなぜあるのでしょうかということと、それから地方自治体、例えば市の関連、県の関連とか町内会の役員とかそういうことは、比較的高齢者も働いている方はある。そういう項目、2つを1つでもいいのですけれども、これは職業の細かいことではないわけですよね。大雑把な、お仕事をしていますかというくらいの感じで、比較的関連するところは箇条

書きに書いたらどうですか。

- 事務局 これを出した目的としましては、実はシルバー人材センターとか有償ボランティアをどれくらいの方がやっていて、その方達がどういう生活をされているかというところを少し聞きたいのもありました。
- 委 員 そうですよね。私もそれは見ただけでわかります。他とのバランスが合っていないですし、4,5だけが飛び抜けている。その意図はわかります。意図が分からないようにしてはどうでしょうかということです。
- 事務局 はい、わかりました。ではもう少しバランスを考えて項目の内容を検討します。
- 委員次6番の「健康について」。先ほど前の方で市の歯医者のことが書いてある。ここには健診を入れたらどうでしょうか。歯医者に定期的に行っていますかというのが7ページにあるのですけれども、こっちの「健康について」は健診を受けていますかというのはない。
- 事 務 局 健診については、実は昨年の9月に高齢者の生活調査というのをさせていただい ています。その中である程度の傾向が掴めておりますので、今回はここから抜こ うかなと考えております。
- 委員 そうしたら例えば健診率が50%とか60%くらいですよね。
- 事務局 今細かい数字まで覚えていないのですけれども。今回は、前回の高齢者生活調査 の傾向を用いたい。
- 委 員 わかりました。結果はあるということですね。
- 会 長 この説明に入る前に事務局から、もっと見やすいようなスタイルにということで、 例えば国勢調査のように線を引いてスムーズに回答できるような内容の調査票に してもらいたいと思います。では(3)の糸魚川市地域包括支援センター運営協 議会に入らせていただきます。「①地域包括支援センターの運営方針について」事 務局説明をお願いします。

(3) 地域包括支援センター運営協議会

①地域包括支援センターの運営方針について

事務局 資料 No.7 により説明

〈調査・協議〉

- 会 長 それでは只今の説明に対してのご質問ご意見いかがでしょうか。
- 委 員 活動方針の中に「介護支援専門員への支援に重点を置き」と書かれているのですけれども、ぜひこの辺に重点を置いていただきたいと思うのです。困難事例のフォローはだいぶされては来ていると思うのですけれども、ケアマネの質の差が少

し大きいようにも見受けられる。例えばデイサービスを使った時に、事業所の方からケアマネさんの方に情報をお渡ししても適切に動いて下さらない方もいるという話も聞きますので、ぜひできるだけケアマネの質の差がないような形で支援に重点を置いていただきたいと思っております。

- 事 務 局 ご意見ありがとうございます。やはりケアマネによってはかなり質の差がありますので、その辺をできるだけなくして、全体的に底上げをしていきたいと私達も考えておりまして、来年度はまず各地域包括を中心に居宅の方の支援をしていただき、全体でも研修会を開催するなど、色々な形でケアマネの質の向上を目指して行きたいと思っております。ありがとうございました。
- 委員今の意見と関連してなのですけれども、「各包括ごとに方法を検討し」ということですが、おまかせではなく指導に入って行く中で、能生・青海も包括ができるように、各地域に包括ができるわけですから、包括を中心にして、地域に関わっているケアマネさん、それから事業所さんを含めて、事例の失敗事例、困難事例だけではなくて、うまく支援できたものや、関わっている、ひいては民生委員さんであったり地域のボランティアさんであったりといった方も含めて地域会議を開くなどをして、そこで出てくる、どんな関わりでうまく行ったとか、どんなサービスが必要なのかというところまで見られればいいのかなと思います。ぜひ市の方にも入っていただいて、道筋を付けていただかないと、動く包括さんと動かない包括さんとありますし、今ほど言いましたケアマネさんが分からないまま、人数が少ない居宅ではなかなかうまく行っていない部分もあって、ただケアプランを作って、サービスを付けて終わりという感じの格差も出てきておりますので、その辺が今後の課題かなと思っておりますのでよろしくお願いします。
- 事務局 その通りです。やはり包括ごとに地域ケア会議の回数も違い、色々な実情があり回数的に多くやっているところとそうでないところがあります。そういう格差をなくす意味でも、もちろん市も入り、各地域包括支援センターを中心に地域ケア会議、個別会議の方を重点的に支援して行きたいと思っております。
- 会 長 他の皆さんいかがでしょうか。
- 委員 私達民生委員は包括の人たちのお世話になってすごく力を貸してもらっているのですけれども、現状を考えると、1人の人にすごく時間のかかるようなケアというのが沢山あるので、そこを上手にクリアして援助をしていただきたいなというようなことも沢山あります。人員というのは増やせないのでしょうか。
- 事 務 局 人員の増加は難しいところです。今の段階では難しいとしか答えられないのです けれども、申し訳ありません。
- 会 長 こういう貴重なご意見が出ているということを事務局に受け止めてもらいたいですね。では(4)の地域密着型サービス運営委員会に入らせてもらってよろしいですか。「①地域密着型サービス事業所の開設について」事務局説明をお願いしま

す。

(4) 糸魚川市地域密着型サービス運営委員会

①地域密着型サービス事業所の開設について

事務局 資料 No. 8 により説明

〈審議〉

意見・要望なし

(5) 意見交換

- 会 長 今までの協議事項、それからそれ以外でも結構ですので、介護保険に関すること でありましたら、ご意見をいただきたいと思います。
- 委 員 要望です。地域密着型サービスの運営推進会議というのが概ね2ヶ月に1度開催 されていますが、その会議録について、概ね自由記載ということで各事業所の決 まった形ではなく、それぞれが記載されてここに表示されるわけですが、要望と いうのは各事業所が、この2ヶ月間にどのような行事と出来事があったのかを各 事業所で報告していただく形を取っていただきたい。それを事細かに書いてある 事業所と全くそういったことに触れていない事業所があります。それでなぜこの ようなことを要望するかと言いますと、実はここへ来て、私の知り合いと遠くに いる知り合いから、兄夫婦があるグループホームに親を入所させたけれどいかが なものかというのが来まして、それでその実態を知りたかったら運営推進会議の 議事録が載っているからそこを見られたらどうでしょうということで。それで、 その事業所の色々な動きというのは、主たる介護者、今の事例で言うと兄夫婦の ご家庭には事業所からお手紙等が届いてある程度把握できるかと思いますが、遠 くにいるご本人の娘なり息子さんなりの所へは情報が届かないために、少しでも 知りたいと関心のある子どもさんにとって、やはりひとつの情報手段として、親 がどのような生活をしているか知る術として、ここ2ヶ月間の様子がわかるよう な、行事の経過等で結構ですので、そういう項目はどの事業所も必ず載せて下さ いとは言っていただけないでしょうか。それからできれば会議の後1ヶ月以内位 に会議録を提出していただくということも、やはり遅れている事業所もあるよう ですので、楽しみに見ようとしている立場の者にとっては歯がゆいところも感じ ますので、そのようなご指導もよろしくお願いしたいと思います。
- 事務局 今ほど委員からお話のありました、地域密着型の、いわゆる認知症のグループホーム及び小規模多機能型居宅介護の運営推進会議が2ヶ月に1回開催されております。そちらの会議録への生活の様子がわかるような事項の掲載及び早めの会議録のホームページへの掲載といったことにつきましては、また事業所側へ本日の席で話があったということをお伝えして対応してもらうようお話をしたいと思っております。

委員 要望だか苦情だか、先ほどのクレイドルの話なのですが、計画の明らかな変更でしょう。文書で、どこがどういう風にやっているのか、そういう説明を文書で出してもらわないと、ここで一生懸命探したけれども、何のことを言っているのか分からないですよ。しかもこれで説明されると、多分議事録を取るにしても大変だと思うので、全然事前に知らせていない話がここで突然出てきたわけです。そういう意味では文書で出してもらいたい。

事務局 今後注意したいと思います。申し訳ございません。

会 長 (6)「その他」に入らせていただきたいと思います。次回の日程お願いします。

(6) その他(次回日程等)

事 務 局 次回の日程でございますが、計画のスケジュール表にもございます通り、6月位を予定しております。しかしながら議会の日程等もございますので、若干それより遅くなる可能性もございますが、その位の時期だということでご報告させていただきます。よろしくお願いします。

会 長 そういうことで日程等は以上ですが、その他に何か皆さんの方でありませんか。

委 員 雑感になるのですけれども、前回も言ったのですけれども、社会保険、健康保険 ですね。11~15年来やっていましたので、行政が介護の仕事をするのは、私の見 たところでは仕事範囲がすごく広いと思います。その中で色んなご意見も言われ て、対策を練る等も。その中で今日の会議を見ていますと2回ほど質問が出され たが、現場で働いている方の意見というのは随分大事だと思いますので、そちら の方の意見を、各論拾い上げて対策して行っていただきたいと思います。それか ら介護そのものを見ますと、中長期というのを立てなければ、たぶん先をどうす るかというのが見え辛いと思うので、先ほども少し話が出ましたが、長期は難し いとしても中期はアバウトにでも出してもらいたいなと思います。その中でアン ケートというのが今日出たのですけれども、そこでもそれが大事かなと思います。 それは市民の方の意見の一つかと思うのですけれども、それをベースとしてこの 年限があるというのも踏まえていただいて、その意見をそのまま採用するのでは なくて、採用するにあたっては現場で働いている方の意見を集約して、例えば特 養を増やしたりとか、何年か後にはどうしたいだとかを出してもらえれば、大き い目での見方ができるのではないかと思います。希望いたします。

会 長 ありがとうございました。それではこれで、報告、協議事項について終了させて いただきたいと思います。